

「お知らせ」を拝見して

退職者懇談会として引続き企業年金の問題にも取り組んでいただき有難うございます。当 H/P のお知らせを拝見しました。基金の情報誌「ゆとり」は基本上乗年金のみの受給者には届かないそうですので、早速送付を依頼しました。

かつて西松社長から、年度の決算対応で退職給付債務の削減が必要になり年金給付の大幅な減額をお願いする、との手紙をいただき大変驚きました。その後一連の経過を通じ、受給者として沢山の学習をした結果、基金の財政状況や資産の運用状況について、当時とは比べ物にならないほど興味を持っています。基金の健全性が確認できれば O/B として JAL の再建を応援することにもなると思います。

この様に大切な情報誌の送付を、年金給付額が少なくなったからという理由だけで中止するというのはちょっと残念な気がします。あるいは別の判断として、基本上乗年金は厚生年金の一部であり企業年金ではないとの結論があったのでしょうか。

仮にこの判断に立つと、確定給付企業年金法に基ずく最低積立基準額としての一時金は所得税法第 31 条にある「将来の年金給付の総額に代えて支払われる一時金」に該当し退職所得として課税されるべきと思います。

私に届いた支払調書には退職以外の一時金との記載があり、同封された Q&A には、一時所得となりますので各自で申告して下さいと書かれています。私はこの部分について、基本上乗年金として一部給付が残っており、企業年金として「将来給付の総額」とはならず、退職所得には該当しないものと考えていました。しかしよくよく考えると、最低積立基準額としての一時金それ自体が「将来の年金給付の総額に代えて支払われる一時金」であり、基本上乗年金の有無で所得の種類が分かれるのは理解できません。

また、4月から11月までの給付は年金の雑所得として課税され、既に控除されています。このため最低積立基準額としての一時金の中に、雑所得と退職所得又は一時所得が混在することとなります。

お知らせを拝見し、今回の特別給付金についても改めて思いを巡らすことができました。申告までには納得いく結論を得たいと思っています。